株 主各位

(本店所在地)

大阪市生野区巽東四丁目4番37号 (本社事務所)

大阪市中央区瓦町四丁目8番4号 社 機 株 式 代表取締役社長 伊 # 剛

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう

ご通知申しあげます。 なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成31年3月27日(水曜日)午後5時40分までに到着するようご返送いただまたくお願い申しなげます。 きたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 肼 平成31年3月28日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 愛媛県東温市田窪41番地14 当社松山工場 2 階 講堂

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第54期(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)事 業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 2.会計監査人及び監査役会の第54期連結計算書類監査結果報 告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよ うお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知添付書類の事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに株主総会参考書類に修 正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.fujiseiki.com) に掲載させていただきます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社 ウェブサイト (アドレス https://www.fujiseiki.com) に掲載しておりますので、本招集ご通 知添付書類には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して 監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

(添付書類)

事業報告

(平成30年1月1日から) (平成30年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益・雇用環境の改善などを 背景に、景気は緩やかな回復が続きました。しかし一方では、米中貿易摩擦 による世界経済への影響懸念や、相次ぐ自然災害の発生など、依然として先 行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは、中期スローガンとして「安心をお届けする不二精機グループ」を掲げ、品質管理体制の徹底強化によるグループー体となった顧客満足の更なる追求を図り、精密金型のコア技術をもとに自動車及び二輪車などの成形事業分野への積極的な展開を行い、顧客への高付加価値製品の提供による安定受注の拡大に努めてまいりました。

また、「『考動』で価値を創る」をグループ全社員の行動理念とし、「お客様の利益の最大化」を目標に、新たな価値創造、また「5 S活動」を基本とする着実な品質改善活動に取り組んでおります。

このような結果、当連結会計年度の売上高は、61億49百万円(前連結会計年度比16.7%増)となりました。

損益につきましては、射出成形用精密金型及び成形システム事業、精密成形品その他事業ともに増収となったことなどにより、営業利益4億18百万円 (前連結会計年度比29.3%増)、資金調達コストの削減などにより、経常利益2億67百万円 (前連結会計年度比89.6%増)、親会社株主に帰属する当期 純利益1億77百万円 (前連結会計年度比46.3%増)となりました。

セグメント別の事業概況

<射出成形用精密金型及び成形システム事業>

医療機器用、食品容器用及び自動車用精密金型の受注が好調に推移したことなどにより、売上高は23億64百万円(前連結会計年度比37.4%増)、付加価値の高い製品の大幅な増収効果があり、セグメント利益は、1億93百万円(前連結会計年度比90.2%増)となりました。

<精密成形品その他事業>

自動車部品用成形品が増加したことなどにより、売上高は37億84百万円(前連結会計年度比6.7%増)、情報関連用製品の原材料価格の上昇により、セグメント利益は、2億20百万円(前連結会計年度比6.4%減)となりました。

- ② 設備投資の状況
 - 当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は4億23百万円であり、その内訳は精密成形品製造用設備及び金型製造用設備などであります。
- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位:千円)

区分		第 51 期 平成27年12月期	第 52 期 平成28年12月期	第 53 期 平成29年12月期	第 54 期 (当連結会計年度) 平成30年12月期
売上	高	5, 539, 905	5, 108, 410	5, 267, 120	6, 149, 330
経常利益又は経常損	失(△)	△53, 279	55, 775	141, 109	267, 497
親会社株主に帰属する利益又は当期純損失	当期純 : (△)	△64, 320	39, 215	121, 649	177, 958
1 株 当 た り 当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	△7. 56	4. 90	16. 05	23. 29
総資	産	5, 951, 128	5, 193, 046	6, 067, 920	6, 226, 550
純資	産	1, 113, 808	877, 144	1, 115, 543	1, 380, 097

⁽注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資 本 金 又は出資金	当 社 の 権 率	主要な事業内容
THAI FUJI SEIKI CO., LTD.	290,000千タイバーツ	100.0%	精密金型・精密成形品の製造・販売
PT. FUJI SEIKI INDONESIA	8,500千米ドル	81. 8 (81. 8)	精密金型・精密成形品の製造・販売
上海不二精机有限公司	5,000千米ドル	100.0	精密成形品の製造・販売
常州不二精机有限公司	7,000千米ドル	100.0	精密金型の製造・販売

⁽注) PT. FUJI SEIKI INDONESIAは当社の間接所有の子会社であり、当社の議決権比率は括弧書きで間接所有の比率を記載しております。

(4) 対処すべき課題

精密金型事業では、受注毎に仕様の異なる個別受注生産であり顧客の設備投資計画に大きく左右される「金型」という製品特性から、安定的・継続的な受注の確保が最大の課題であります。安定受注確保に向けて、医療関連製品分野への集中及び研究開発による新技術の提案・生産性向上によるコスト競争力強化に加え、的確な顧客情報の収集体制の整備により、競合メーカーとの差別化に取り組んでまいります。

精密成形品事業では、中期的に安定稼働が可能な自動車関連部品の更なる拡大を目指しております。生産量拡大への生産設備の増強、品質管理体制の高度化を進めるとともに、急速に進むことが予想される電気自動車化に対応して、パワーユニット(駆動方式)に係わらない精密部品の受注活動を計画的に進めてまいります。

アジア市場での人件費の上昇に対しては、海外工場での生産工程の自動化・半自動化を進めるとともに、全拠点での5S活動(改善活動)の徹底的な実施によるグループ全体の生産性の向上によって、中期的な利益目標の達成を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容(平成30年12月31日現在)

当社グループは、プラスチックを加工するための射出成形用精密金型及び成形システムの製造・販売を行うとともに、精密成形品その他の製造・販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年12月31日現在)

事業所名	所 在 地
本店	大阪市生野区異東四丁目4番37号
本社	大阪市中央区瓦町四丁目8番4号
松山工場	愛媛県東温市田窪41番地14
関東営業所	千葉県船橋市本町六丁目18番5号
THAI FUJI SEIKI CO., LTD.	700/721 Moo3 Tambon Bankao Amphur Phanthong Chonburi 20160, Thailand
PT.FUJI SEIKI INDONESIA	Komplek,Industride Prima Terra Block A2 No.1 JL. Raya Sapan RT. 001/RW. 001, Tegalluar, Bojongsoang, Bandung, Jawa Barat,Indonesia
上海不二精机有限公司	No.26 Baosheng Road, Songjiang Industrial Park, Shanghai, 201613, P.R.C
常州不二精机有限公司	No.81 Tianshan Road, State High-tech Development Zone, Changzhou, 213022, P.R.C

(7) 従業員の状況 (平成30年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減
射出成形用精密金型及び成 形システム事業	198(9)	1名減
精密成形品その他事業	284 (46)	27名増
全社 (共通)	12(3)	_
合計	494 (58)	26名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含んでおります。
 - 4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名(12名)	2名増(2名減)	44.7歳	19. 2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社への出向者11名を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数 (パートタイマー、契約社員を含む。) は、年間の平均人員を(外書)で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年12月31日現在)

借	入	先	借	入	額
シンジ	ケート	ローン		1, 920),000千円
株式会社	日本政策会	金融公庫		413	3,280千円

- (注) 1. 当社は運転資金・設備資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、シンジケートローン契約を締結しております。
 - 2.シンジケートローン契約は、株式会社三菱UFJ銀行と株式会社りそな銀行を幹事とする計7行からの協調融資によるものであります。
 - 3.シンジケートローン契約のうちファシリティ借入枠1,500百万円より570百万円の借入を行っております。
 - 4. シンジケートローン契約のうちタームローンにて1,350百万円の借入を行っております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成30年12月31日現在)

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数

23,720,000株

② 発行済株式の総数

9,054,000株

③ 株主数

3,726名

④ 大株主 (上位10名)

株主名		持株数	持株比率
一般社団法人千	- 尋 会	816千株	10. 57%
伊井	岡川	531千株	6. 87%
株式会社三菱UF	J 銀 行	240千株	3. 10%
伊井壽	壽 子	220千株	2.84%
株式会社ユニ・	ロット	187千株	2. 42%
伊 井 珠	美	154千株	1.99%
不二精機従業員:	持株会	153千株	1.98%
伊 井 千	尋	151千株	1.95%
岡 田 重	雄	142千株	1.83%
伊 井 良	江	127千株	1.64%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,328,009株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成27年5月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- 新株予約権の数 100個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額

1個当たり 230円

・新株予約権の行使価額

1株当たり 149円

- ・新株予約権を行使することができる期間 平成30年4月1日から平成34年5月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件

平成29年12月期連結営業利益が2億24百万円を超過した場合

行使可能割合 : 50%

平成29年12月期連結営業利益が2億80百万円を超過した場合

行使可能割合 : 100%

・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	100個	10,000株	1名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年12月31日現在)

地	位		B	į	2	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取	京締 役 社	: 長	伊	井		岡口	THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Authorized Director 上海不二精机有限公司董事長 常州不二精机有限公司董事長
取締	役副社	長	宮	﨑	正	巳	成形事業部兼金型事業部担当 THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director 上海不二精机有限公司董事常州不二精机有限公司董事
事 務	取 締	役	Ц	本	幸	司	連結管理担当 PT.FUJI SEIKI INDONESIA Komisaris 上海不二精机有限公司監事 常州不二精机有限公司監事
取	締	役	藤	本	由	数	成 形 事 業 部 長 THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director
取	締	役	高	橋	秀	昭	㈱ワールド・ワン監査役
常勤	監査	役	菅		_	明	
監	查	役	梅	田	浩	章	梅田浩章公認会計士事務所所長 監査法人アイ・ピー・オー社員 ㈱トリトールホールティンクス取締役(監査等委員) ㈱イーサーブ代表取締役
監	查	役	橋	本	豊	嗣	一般社団法人 大阪中小企業診断士会監事 一般社団法人 大阪府中小企業診断協会監事

- (注) 1. 平成30年3月28日開催の第53期定時株主総会において、藤本由数氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - 2. 取締役 高橋秀昭氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)であります。
 - 3. 監査役 梅田浩章氏及び橋本豊嗣氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外監査役(会社法第2条第16号)であります。
 - 4. 監査役 梅田浩章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は取締役 高橋秀昭氏、監査役 梅田浩章氏及び橋本豊嗣氏を㈱東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	100, 148千円 (2, 400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,550千円 (2,400千円)
合計	8名	108,698千円

- (注) 1.取締役の報酬限度額は、平成13年3月27日開催の第36期定時株主総会において年額230 百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成13年3月27日開催の第36期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人などの重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人などとの関係
 - 1.取締役高橋秀昭氏は、㈱ワールド・ワンの監査役を兼務しております。 なお、当社は、㈱ワールド・ワンとは特別の関係はありません。
 - 2. 監査役梅田浩章氏は、梅田浩章公認会計士事務所の所長、監査法人アイ・ピー・オーの社員、㈱トリドールホールディングスの取締役(監査等委員)及び㈱イーサーブの代表取締役を兼務しております。なお、当社は、梅田浩章公認会計士事務所、監査法人アイ・ピー・オー、㈱トリドールホールディングス及び㈱イーサーブとは特別の関係はありません。
 - 3.監査役橋本豊嗣氏は、一般社団法人 大阪中小企業診断士会及び一般社団法人 大阪府中小企業診断協会の監事を兼務しております。なお、当社は、一般社団法人 大阪中小企業診断士会及び一般社団法人 大阪府中小企業診断協会とは特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	高橋 秀昭	19回開催された取締役会のすべてに出席し、社外での経験や専門性を活かし、議案の審議に必要な発言を行いました。
監査役	梅田浩章	19回開催された取締役会のうち17回に出席し、 議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、19回開催された監査役会のうち17回に出席 し、公認会計士としての専門的見地から監査役 会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため の発言を行いました。
監査役	橋本 豊嗣	19回開催された取締役会のすべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、19回開催された監査役会のすべてに出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

仰星監查法人

(2) 報酬等の額

区	分	支	払	額
当事業年度に係る報酬等の額			20, 00	0千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべ 財産上の利益の合計額	き金銭その他の		20, 00	0千円

- (注) 1.海外子会社は、仰星監査法人以外の監査法人が計算関係書類等の監査を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの 算出根拠等が適切であるかどうか必要な検証を行い、過去の報酬実績も参考にしたうえで、報酬等の額について適切と判断し、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当 と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたしま す。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主 総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備に努め、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育、研修を実施する。

また、法令上疑義のある行為などについて使用人が直接情報提供を行う 手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、運営する。会社 は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程に従っ て行う。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる ものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、「内部統制基本規程」を定めリスク管理体制を構築する。

また、同委員会により、リスク管理教育、指導を推進する。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、毎年度策定される年度計画及 び中期経営計画に基づき重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況 の監督等を行うとともに取締役間の相互牽制を働かせる。
- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

「内部統制基本規程」、「関係会社管理規程」に基づき、当社及び子会社における業務の適正を確保するものとする。

子会社は経営計画に基づいた施策と効率的な業務執行を図るため担当 取締役が総括管理する。各担当取締役は、進捗状況を定期的に取締役会に おいて報告する。また、当社の内部監査室は、当社及び当社グループ各社 の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務執行に必要な場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。また、その使用人の人事については、監査役の意見を聴取するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る 重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

- 8. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室及 び会計監査人と緊密な連携を図るものとする。また、監査役は、社長と定 期的に意見交換会を開催する。
- 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会秩序、健全な企業活動を確保するために、反社会的勢力と一切の関係を排除する。また、不当要求等には毅然として法的対応を行う。これらについて「コンプライアンス方針」に定める。

10. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応総括部署を管理本部とし、所轄警察、暴力追放運動推進センター、 顧問弁護士等の専門家と連携し、その体制を強化する。また、コンプライ アンス・マニュアルにより教育を行い、周知を徹底する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

コンプライアンス体制及びリスク管理体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築、維持、整備に努めております。

(2) 当社及び子会社から成る企業集団のリスクマネジメント

当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを「関係会社管理規程」に定めております。また、子会社に対して取締役及び監査役を適宜派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査しております。さらに、子会社の業務及び取締役等の職務の執行状況は、当社の経営会議において定期的に報告されております。

(3) 財務報告に関わる内部統制

財務報告に関わる評価ならびに各部署における業務プロセスの運用状況 については、内部監査室が計画的に実施する業務プロセス監査において検 証を行っており、取締役会に報告しております。

(4) 内部監査体制

内部監査室が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、 それぞれの検証結果を四半期毎に内部監査報告書として代表取締役及び常 勤監査役に対し報告を行っております。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位:千円)

₹V □	^ <i>b</i> ⊐	₩	(単位:十円)
科目	金額	科 目 (名法の故)	金額
(資産の部)	0 400 007	(負債の部)	0 100 504
一流 動 資 産 	3, 428, 067	流動負債	3, 122, 534
現金及び預金	695, 129	支払手形及び買掛金	861, 443
受取手形及び売掛金	1, 132, 606	短期借入金	1, 201, 310
電子記録債権	80, 695	1年内償還予定の社債	50, 000
製品	873, 848	リース債務	127, 194
位 掛 品	382, 566	未 払 金 未 払 法 人 税 等	284, 203
原材料及び貯蔵品	128, 610	未 払 法 人 税 等 前 受 金	12, 990 377, 906
		賞 与 引 当 金	77, 567
未 収 入 金	22, 269	製品保証引当金	16, 603
操延税金資産	41, 292	そ の 他	113, 315
そ の 他	74, 548	固定負債	1, 723, 919
貸 倒 引 当 金	$\triangle 3,500$	長期借入金	1, 471, 470
固 定 資 産	2, 798, 179	リース債務	151, 314
有 形 固 定 資 産	2, 497, 481	繰延税金負債	46, 047
建物及び構築物	541, 466	退職給付に係る負債	15, 987
機械装置及び運搬具	642, 834	役員退職慰労引当金	14, 539
工具器具備品	322, 171	資産除去債務	20, 068
土地	447, 035	長期前受収益	4, 492
リース資産	351, 507	負 債 合 計	4, 846, 453
		(純資産の部)	
建設仮勘定	192, 466	株 主 資 本	1, 082, 857
無形固定資産	56, 297	資 本 金	500, 000
投資その他の資産	244, 399	資本剰余金	861, 948
投 資 有 価 証 券	61, 078	利益剰余金	49, 771
長期貸付金	7, 228	自己株式	△328, 862
繰 延 税 金 資 産	32, 688	その他の包括利益累計額	265, 178
その他	155, 184	その他有価証券評価差額金	6, 770
貸倒引当金	△11, 780	為替換算調整勘定	258, 408
操 延 資 産	304	新株予約権	388
	304	非支配株主持分	31, 673
		一	1, 380, 097
資 産 合 計	6, 226, 550	負 債 · 純 資 産 合 計	6, 226, 550

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成30年1月1日から) 平成30年12月31日まで)

(単位:千円)

	(単位:十円 <i>)</i>
目	金額
高	6, 149, 330
価	4, 717, 666
利 益	1, 431, 663
費	1, 013, 224
益	418, 439
益	15, 025
息	1, 108
当 金	968
険 金	3, 748
引	1, 177
他	8, 022
用	165, 967
息	40, 706
損	55, 700
入 額	11, 780
償却	217
償却	23, 450
他	34, 112
益	267, 497
益	1, 506
却 益	1, 506
失	54, 559
却 損	22, 899
却 損	31,660
純 利 益	214, 443
事業税	33, 578
整額	20, 593
利 益	160, 271
期純損失	17, 686
期純利益	177, 958
	高価利費 益 当険 用 、 償 益 失 、 利期 入償 却 却却 善

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から) 平成30年12月31日まで)

(単位:千円)

					(1 国 : 1147
		株	主資	本	
	資 本 金	資 本剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	500, 000	758, 009	△105, 448	△365, 079	787, 481
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△22, 739		△22, 739
親会社株主に帰属する当期純利益			177, 958		177, 958
自己株式の取得				△11	△11
自 己 株 式 の 処 分 (新株予約権の行使)		△14, 093		36, 228	22, 135
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減		118, 032			118, 032
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	103, 939	155, 219	36, 216	295, 375
当 期 末 残 高	500, 000	861, 948	49, 771	△328, 862	1, 082, 857

	その	他の包括利益累	計額	-top" [.el.		
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 額合計	新 株 予 約 権	非 支 配 株主持分	純 資 産 計
当 期 首 残 高	9, 737	317, 215	326, 952	795	312	1, 115, 543
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△22, 739
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						177, 958
自己株式の取得						Δ11
自己株式の処分 (新株予約権の行使)						22, 135
連結子会社の増資による 持 分 の 増 減						118, 032
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2, 967	△58, 807	△61,774	△407	31, 360	△30, 821
当期変動額合計	△2, 967	△58, 807	△61, 774	△407	31, 360	264, 553
当 期 末 残 高	6, 770	258, 408	265, 178	388	31, 673	1, 380, 097

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位:千円)

1 0 □	مجيلا ٨	₹VI □	甲型・丁円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	0.050.444	(負債の部)	1 000 107
流 動 資 産	2, 052, 444	流動負債	1, 800, 107
現金及び預金	65, 787	買掛金	508, 503
受 取 手 形	135, 923	短期借入金	570, 000
電子記録債権	80, 695	1年内返済予定の長期借入金	291, 810
売 掛 金	554, 696	1年内償還予定の社債	50, 000
製品	516, 897	リース債務	24, 236
仕 掛 品	133, 080	未 払 金	178, 317
原材料及び貯蔵品	3, 028	未 払 費 用	14, 339
未 収 入 金	16, 180	未払法人税等	10, 123
前 払 費 用	9, 387	未払消費税等	12, 197
関係会社短期貸付金	452, 307	前 受 金	60, 433
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	17, 150	預り金	27, 481
繰 延 税 金 資 産	34, 657	賞 与 引 当 金	16, 384
その他	35, 651	製品保証引当金	16, 603
貸 倒 引 当 金	△3,000	その他	19, 678
固定資産	2, 661, 802	固定負債	1, 590, 101
有形固定資産	845, 411	長期借入金	1, 471, 470
建 物	144, 890	リース債務	85, 600
構築物	1, 256	繰延税金負債	18, 492
機械装置	70, 844	役員退職慰労引当金	14, 539
車両運搬具	1, 921	負債合計	3, 390, 209
工具器具及び備品	20, 124	(純資産の部)	1 017 100
土 地	447, 035	株 主 資 本	1, 317, 183
リース資産	101, 337	資本金	500, 000
建設仮勘定	58, 002	資本剰余金	744, 955
無形固定資産	6, 273	資本準備金	85, 588
ソフトウェア	6, 273	その他資本剰余金	659, 367
投資その他の資産	1, 810, 117	利益剰余金 利益準備金	401, 090
投資有価証券	61, 078	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	4, 547 396, 542
関係会社株式	500, 883	ての他利益利宗金	26, 037
関係会社出資金	1, 050, 130	固定資産圧縮積立金	15, 144
長期貸付金	7, 228	繰越利益剰余金	355, 360
関係会社長期貸付金	171, 550	自己株式	△328, 862
その他	31, 428	評価・換算差額等	6, 770
貸 倒 引 当 金	△12, 180	その他有価証券評価差額金	6, 770
操延資産	304	新株 予約 権	388
社債発行費	304	純資産合計	1, 324, 341
	4, 714, 551	負債・純資産合計	4, 714, 551

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成30年1月1日から) 平成30年12月31日まで)

(単位:千円)

					(単位:十円)
	科		目		金額
売	上		高		2, 827, 969
売	上	原	価		2, 129, 510
売	上	総	利	益	698, 458
販売	費及び・	一般管	理費		615, 393
営	業		利	益	83, 065
営	業外	収	益		155, 413
受	取 利 息	及び受	取 配 当	金	145, 845
そ		\mathcal{O}		他	9, 568
営	業外	費	用		56, 726
支	払		利	息	15, 713
為	替		差	損	12, 259
貸	倒引	当 金	繰 入	額	11,850
お	別れ	の 会 関	連費	用	8, 460
そ		\mathcal{O}		他	8, 441
経	常		利	益	181, 752
特	別	利	益		146
固	定資	産	売 却	益	146
特	別	損	失		6, 959
固	定資	産	売 却	損	35
固	定資	産	除却	損	6, 924
 税	引 前	当 期	純 利	益	174, 939
法	人 税 、住	民 税 及	び事業	税	15, 313
法	人 税	等	調整	額	3, 437
当	期	純	利	益	156, 189

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から) 平成30年12月31日まで)

(単位:千円)

							1 1 4/
		株	Ė	= }	資	本	
		資 本	剰	余 金	利	益 剰 余	金
	資 本 金	M. 1 M. 11. 1	その他資末	資太剰全全	# 1 \ 1 \ \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \		益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金
当期首残高	500,000	85, 588	673, 461	759, 049	2, 273	27, 325	17, 429
当期変動額							
剰余金の配当					2, 273		
買換資産圧縮 積立金の取崩						△1, 288	
固定資産圧縮 積立金の取崩							△2, 285
自己株式の取得							
自己株式の処 分(新株予約権 の 行 使)			△14, 093	△14, 093			
当期純利益							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_	_	△14, 093	△14, 093	2, 273	△1, 288	△2, 285
当期末残高	500,000	85, 588	659, 367	744, 955	4, 547	26, 037	15, 144

	杉	主	資 本		評価・換	算差額等		
	利 益 乗 その他利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算	新株予約権	純資産合計
	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			計 川 左 銀 並	左似守口司		
当期首残高	220, 610	267, 640	△365, 079	1, 161, 610	9, 737	9, 737	795	1, 172, 143
当期変動額								
剰余金の配当	△25, 013	△22, 739		△22, 739				△22, 739
買換資産圧縮 積立金の取崩	1, 288			_				_
固定資産圧縮 積立金の取崩	2, 285	_		_				_
自己株式の取得			△11	△11				△11
自己株式 の処分(新株予 約権の行使)			36, 228	22, 135				22, 135
当期純利益	156, 189	156, 189		156, 189				156, 189
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					△2, 967	△2, 967	△407	△3, 374
当期変動額合計	134, 749	133, 450	36, 216	155, 573	△2, 967	△2, 967	△407	152, 198
当期末残高	355, 360	401, 090	△328, 862	1, 317, 183	6, 770	6, 770	388	1, 324, 341

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月18日

不二精機株式会社 取締役会御中

仰星監查法人

指定社員公認会計士 寺本 悟 印 紫務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 里 見 優 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二精機株式会社の平成30年1月 1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、 連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第54期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査に関する品質管理基準、それに基づく職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月22日

不二精機株式会社 監査役会 常勤監査役 菅 一 明 印 社外監査役 梅 田 浩 章 印 社外監査役 橋 本 豊 嗣 印

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月18日

不二精機株式会社 取締役会御中

仰星監查法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二精機株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を 受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月22日

不二精機株式会社 監査役会 常勤監查役 菅 明 (印) 社外監查役 浩 章 印 橅 \blacksquare 曹 社外監查役 橋 本 嗣 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して、第54期の期末配当については1円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金4円 配当総額は30,903,964円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成31年3月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名(全員)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	s p が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社株式の数
1	いい たけし 伊 井 剛 (昭和37年5月26日生)	担当 平成20年3月 代表取締役社長就任(現任) [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Authorized Director	531, 000株
		上海不二精机有限公司董事長 常州不二精机有限公司董事長 昭和59年3月 当社入社	
2	みや ざき まさ み 宮 崎 正 巳 (昭和27年2月3日生)	昭和62年9月 取締役就任(兼)東京営業所長 平成8年6月 常務取締役就任(兼)海外営業 部長 平成12年11月 営業本部長 平成15年3月 製造本部長 平成16年1月 事業開発本部長(兼)海外統括 本部長 平成20年11月 営業本部(兼)製造本部担当 平成20年11月 営業本部(兼)製造本部担当 平成27年4月 取締役副社長就任(現任)平成29年2月 成形事業部(兼)金型事業部 担当(現任) [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director上海不二精机有限公司董事 常州不二精机有限公司董事	40,000株
3	やま もと こう じ 山 本 幸 司 (昭和28年1月7日生)	平成13年4月 当社入社 平成18年3月 取締役就任 平成18年9月 グループ経営推進室室長 平成20年1月 管理本部担当 平成23年4月 常務取締役就任(兼)連結管理担当 平成27年4月 専務取締役就任(兼)連結管理担当 (現任) [重要な兼職の状況] PT. FUJI SEIKI INDONESIA Komisaris 上海不二精机有限公司監事 常州不二精机有限公司監事	20,000株

候補者 号	s り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社株式の数
4	あじ もと よし かず 藤 本 由 数 (昭和48年12月26日生)	平成6年4月 当社入社 平成16年10月 THAI FUJI SEIKI CO., LTD. 出向 平成23年4月 同社 Managing Director 平成24年10月 PT. FUJI SEIKI INDONESIA President Director 平成26年5月 当社東南アジア事業統括部長 平成28年4月 成形事業部長 平成30年3月 取締役就任(兼)成形事業部長 (現任) [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director	39, 300株
5	たか はし ひで あき 高 橋 秀 昭 (昭和29年4月6日生)	昭和53年4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀 行)入行 平成11年9月 同行退行 平成17年3月 当社監査役就任 平成25年3月 取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] ㈱ワールド・ワン監査役	10,000株

- (注) 1. 社内取締役候補者の選任方針は以下のとおりであります。当社は、当社の経営理念の実現に貢献できる知識、能力、経験を持ち、また、当社の取締役としてふさわしい人格、見識、倫理観、誠実性を有する者を選定し、取締役会での十分な審議のうえ取締役候補者として、株主総会にお諮りすることを基本方針としております。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 高橋秀昭氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 高橋秀昭氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。中小企業経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていると判断できることから、同取引所に独立役員として届け出ております。
 - 5. 高橋秀昭氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
 - 6. 高橋秀昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - 7. 当社は高橋秀昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該 契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最 低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合に は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 梅田浩章氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

s p が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
うめ だ ひろ あき 梅 田 浩 章 (昭和41年12月13日生)	平成6年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ 監査法人)入所 平成16年7月 同法人退所 平成16年8月 梅田浩章公認会計士事務所所長 (現任) 平成23年3月 当社監査役就任(現任) [重要な兼職の状況] 梅田浩章公認会計士事務所所長 監査法人アイ・ピー・オー社員 (㈱トリドールホールディングス取締役 (監査等委員) (㈱イーサーブ代表取締役	5,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 梅田浩章氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 梅田浩章氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。公認会計士として豊富な経験と高い見識を有しており、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていると判断できることから、同取引所に独立役員として届け出ております。
 - 4. 梅田浩章氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 - 5. 当社は梅田浩章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該 契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最 低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合に は、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成13年3月27日開催の第36期定時株主総会において、年額230百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内(うち社外取締役分は年額1百万円以内)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は5名(うち社外取締役1名)でありますが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名(うち社外取締役1名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、 執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は 相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職し た場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当 な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得 する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第5号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬限度額は、平成13年3月27日開催の第36期定時株主総会において、年額50百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査役(以下「対象監査役」という。)に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象監査役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1百万円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によって決定することといたします。

現在の監査役は3名でありますが、第3号議案「監査役1名選任の件」が 原案どおり承認可決されますと、監査役は3名となります。

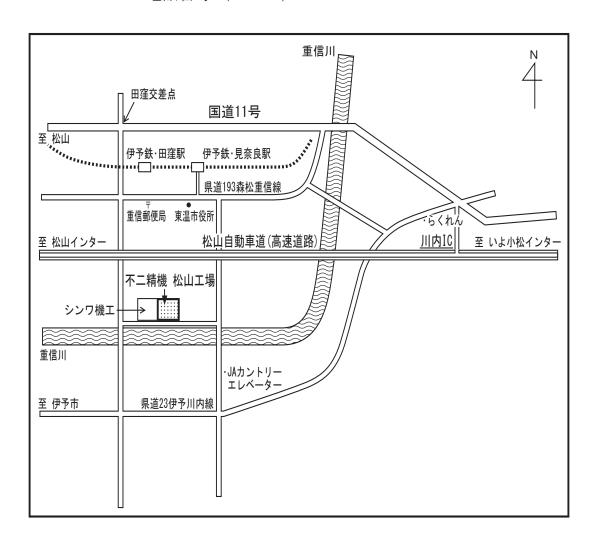
また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年3,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象監査役との間で、第4号議案 「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上

定時株主総会会場ご案内図

愛媛県東温市田窪41番地14 当社松山工場 2階 講堂 電話番号(089)964-4480



伊予鉄道でお越しの場合 松山市駅-見奈良駅 約25分 見奈良駅よりタクシーで約5分

お車でお越しの場合 松山市駅より約30分 川内 I Cより約10分